

奈良県選挙管理委員会告示第四十九号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第七項の規定により、衆議院小選挙区選出議員選挙の奈良県において候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めたので告示する。

令和六年十月四日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

衆議院小選挙区選出議員選挙の奈良県において政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び候補者届出政党ごとの放送回数

届出候補者の数		テレビジョン放送		ラジオ放送	
一人又は二人	奈良テレビ放送株式会社	基幹放送事業者名	回数	大阪放送株式会社	回数
		回数			
三人		二		一	